

第43回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和3年10月28日(木)
2. 時 間 午前11時～午後0時15分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・
環境経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・
健康推進部長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・
教育部長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 林田課長
人事課 荻野参事兼課長
危機管理課 藤田課長、根本主幹、川村主査
昼間健康推進部次長
中村健康福祉センター所長
地域保健課 須田副参事、吉川主幹
健康管理課 吉田主幹

6. 議事概要

(1) 対策本部会議について

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法において、市町村の対策本部は緊急事態宣言解除後は遅滞なく廃止すると規定されているが、令和2年5月25日付内閣官房通知で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない対策本部の設置は妨げないとされている。これにより引き続き対策本部を任意に設置することとし、会議名称、回数は引継ぐ。

(2) 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・ 10月26日現在の感染状況
国内 1,712,947人 県内 115,544人 市内 1,932人

(3) 県における段階的緩和措置等の終了について

- ・ 10月24日をもって県の段階的緩和措置は、「イベント等の開催」に係る要請を除いて終了した。ただし、「県民」「事業者」「飲食店等」に対して「三密の回避」、「マスクの着用や手指の消毒など感染防止対策の徹底」、「在宅勤務、時差出勤など人との接触を低減する取組」、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店の利用や同認証の取得等の協力をお願いしている。

- ・ 県主催のイベント等は、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。また、県有施設は、マスクの着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止策、スタッフの体調管理、業種別ガイドラインの徹底や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守するなど感染防止対策を主催者に徹底させることを条件に開館する。

(4) 10月31日以降の入間市の対応について

○市内公共施設の利用について

- ・ 原則、県の対応に準じる。ただし、市独自の基準として次のとおり対応する。
 - ① 施設利用中の飲食は原則禁止とする。ただし、感染防止のための環境が整えられる施設は飲食を可とする。屋外での飲食は、感染防止対策を遵守できる場合は可とする。
 - ② ホールを除く施設の定員は、当分の間収容定員50%制限を継続する。
 - ③ その他、業種別ガイドライン及び各施設の状況等に基づき、感染の恐れがあると判断される場合には、必要に応じて施設の利用を制限する。

○イベント等の開催について

- ・ 原則、県の対応に準じる。ただし、市独自の基準として次のとおり対応する。
- ・ 市主催イベントについては、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。なお、開催に際しては「入間市主催イベント等の開催における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守する。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種について

○現在の接種状況

- ・ 10月25日現在のワクチン接種対象者（12歳以上の市民）の接種率は、1回目82.21%、2回目68.54%である。これから接種を受ける予約者を加えると82.80%となる。

○11月以降の1・2回目接種について

- ・ 11月以降の1・2回目の予約枠は1週分毎に公開する。なお、集団接種は11月7日で終了する。

○3回目の追加接種について

- ・ 3回目の追加接種について現状で判っていることは、2回目接種接種終了後8ヶ月を経過した方を対象に実施する。接種券は8ヶ月経過を目安に段階的に送付する。居住市町村での住民接種が基本となる。
- ・ 個別（医療機関）接種を基本とするが、一部地域性を考慮して集団接種も予定する。

(6) その他

※各部長からの報告等

- ・第6波の感染拡大に備えて、必要な感染症対策を検討していく。
- ・中学校の部活動については、10月16日から通常の活動となっている。
- ・市内での飲食にあたっては、「彩の国『新しい生活様式』安全宣言飲食店+（プラス）」の認証を受けている485店舗を利用されたい。
- ・10月26日時点の県内の宿泊療養者は26人である。現在、入間第一ホテルは法律で定められた施設点検を行っており、療養者を受入れていない。